

説明書

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 「週刊あじさい」番組制作・放送等業務委託
- (2) 業 務 内 容 「週刊あじさい」番組制作・放送等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履 行 期 間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履 行 場 所 指定場所
- (5) 予 算 額 14,001,000 円（消費税相当額を含む。）
- (6) 成果品

成果品は、放送各社へ搬入するほか、mp4 形式のデータに変換し長崎市に提出すること。また、月に一度完了通知書を提出すること。

(7) その他

- ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。
- キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - (ア) 提案資格を満たさないこととなった場合
 - (イ) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を 5（3）の場所に届け出なければならない。

2 スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和 7 年 5 月 9 日（金）
説明書その他資料配布期間	令和 7 年 5 月 9 日（金）から 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時 30 分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和 7 年 5 月 9 日（金）から 令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで（必着）
参加表明の手続期限	令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで（必着）
参加資格確認通知書の通知 参加要請書の通知	令和 7 年 5 月 22 日（木）
質問に対する回答期限	令和 7 年 5 月 23 日（金） ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
提案書提出期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで（必着）
ヒアリング実施日	令和 7 年 6 月 25 日（水）
決定・非決定通知日	令和 7 年 6 月 27 日（金）
見積書提出期限	令和 7 年 7 月 1 日（火） ※決定者に対して連絡します。
契約締結予定日	令和 7 年 7 月 1 日（火）

3 参加表明の手続

（1）提出書類（第 1 号様式及び様式ア）

「プロポーザル参加表明書」及び「担当者連絡先」

（2）提出期限

令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること）

（3）提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1

長崎市企画政策部 広報広聴課（電話：095-829-1114）

（4）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月22日（木）

5 説明書等に対する質問

（1）受付方法

質問書（様式エ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続に関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（2）受付期間

公告日から令和7年5月20日（火）午後5時必着

（3）質問書送付先及び連絡先

長崎市企画政策部 広報広聴課（電話：095-829-1114）

E-mail: kouhou@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1115

（4）質問に対する回答

令和7年5月23日（金）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式オ）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

（1）提出書類

文書番号	書類名	備考	作成要領
1	提案書	第4号様式	代表者印を押印の上、提出すること。
2	業務実績調書	様式イ	令和2年4月1日から公告日までに完了した同種業務実績を記入すること。なお、1件の実績につき1枚ずつ作成し、最大で5件提出することができる。 記入内容を確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
3	業務の実施方針	任意様式 （文書番号3及び4をまとめてA4判1ページ）	仕様書に記載している本業務の目的を踏まえ、これまでの業務経験や実績等から従来の週刊あじさいの改善点を挙げ、市民に選ばれて視聴され、広報効果の高い番組とするために取り組む受託業務の方向性、取組体制、提案者の独自性等を簡潔に記載すること。

4	業務等の実施手順		業務手順を示す実施フロー、各回の各課協議から撮影、編集を行い、放送事業者へ提出するまでの工程計画及びその工夫について簡潔に記載すること。
5	提案内容	任意様式 (A3判で2ページ以内)	提案には、次に掲げる内容を必ず含めること。 ア 絵コンテ 「ふるさと納税の推進」及び「乳幼児のむし歯予防教室開催」を特集する週刊あじさい2本分を制作する場合、どのような内容とするか絵コンテをそれぞれ1本ずつ計2本作成すること。 イ 週刊あじさいへの工夫について 次のテーマについて具体的に記載すること。 ①週刊あじさいを見始める工夫 ②週刊あじさいが見続けられる工夫 ③週刊あじさいの内容が伝わる工夫 ④その他、話題性や新規性、独自性を高めるための創意工夫（自由提案） また、上記、②、③については、工夫しているポイントを絵コンテに触れながら具体的に説明すること。④については、提案のどの箇所が該当するかを明確に説明すること。 ウ 放送する曜日・時間帯、放送本数（タイムランクについては別紙のとおり）
6	参考見積書	様式ウ	予算額（14,001,000円）を超える場合は、審査の対象としない。自由提案の費用は、参考見積書に含むこと。

（2）業務量の目安

本業務の参考業務規模は、14,001,000円以下を想定している。

（3）参考見積りの提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積りを提出すること。ただし、その取扱いとは積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いる。その際の評価の着目点は、別添の「評価基準」に示す。

（4）書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本産業規格A4判又はA3判とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。なお、提案に当たっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

（5）提出部数

書類一式をセットにしたもの2部（うち1部は会社名あり、1部は会社名なし）及びデータを提

出すること。データ形式は、汎用性のあるソフトウェア（Microsoft Word、Microsoft Excel、Adobe Acrobat Reader 等）により開くことができること。提案書（任意様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

（６）提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

（７）提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1

長崎市企画政策部 広報広聴課（電話：095-829-1114）

（８）提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

（１）実施日

令和 7 年 6 月 25 日（水）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式カ）にて通知する。）

（２）持ち時間

説明 10 分以内及び質疑応答 15 分以内 計 25 分以内

（３）出席者

3 名以内とする。

（４）その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書（第 6 号様式）により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書（第 7 号様式）により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和 7 年 6 月 27 日（金）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の可否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1 長崎市役所 8 階

長崎市企画政策部 広報広聴課

電話：095-829-1114、ファクシミリ：095-829-1115

E-mail: kouhou@city.nagasaki.lg.jp

※ファクシミリ・Email 送信時は送信した旨電話連絡すること。